

聖籠町入札監視委員会の概要

〔設置目的〕

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、聖籠町の入札及び契約手続の透明性並びに公正な競争を確保するため、聖籠町入札監視委員会を置く。

〔入札監視委員会の位置づけ〕

町長の私的諮問機関

〔所掌事項〕

1. 聖籠町が発注した工事の契約の実施状況について報告を受け、そのうちから抽出した工事の入札及び契約過程並びに契約の内容等について審議を行うこと。
2. 聖籠町が発注した工事の入札、契約手続についての再苦情（苦情の申立てに対する回答に不服がある者が再度申し立てる苦情をいう。）について審議を行うこと。
3. その他、委員会が必要と認める事項について審議を行うこと。

※対象工事 予定価格 200 万円を超える建設工事。ただし2の対象工事は予定価格 250 万円を超える建設工事。

1, 2, 3 とも水道事業で発注した工事は含まない。

※委員の除斥 自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

〔組織〕

- ・ 5人の委員で組織する。
- ・ 委員の氏名及び職業を公表する。

〔委員の資格及び身分〕

- ・ 見識を有し公正中立の立場を堅持できる者から委嘱する。

〔委員の任期〕

- ・ 2年

〔会議〕

- ・ 定例会議は、6ヶ月に1回の割合で開催（5月と11月）
- ・ その他、必要の都度開催
- ・ 会議は非公開とする

※非公開の理由 会議を公開することにより外部からの圧力等が予想され、公正かつ円

滑な議事運営が阻害されることから

※非公開の根拠 聖籠町情報公開条例（平成 10 年条例第 3 号）第 6 条第 3 号

〔町長への具申、勧告〕

- ・改善点等について具申又は勧告を行うことができる。
- ・必要と認める場合は、その内容を公表することができる。

※聖籠町情報公開条例（平成 10 年条例第 3 号）第 6 条第 3 号に規定する非公開情報が含まれる事項については、非公表

〔公務災害〕

対象外

〔その他〕

- ・委員には守秘義務（辞めた後も）